

## ～ごみの減量で負担を減らそう～

### ●指定ごみ袋等（手数料）の改定表

| 徴収区分              | 平成26年<br>3月まで | 平成26年<br>4月から |
|-------------------|---------------|---------------|
| 生ごみ(12リットル)       | 80円           | 100円          |
| 燃やせるごみ(40リットル)    |               |               |
| 燃やせないごみ(40リットル)   |               |               |
| 生ごみ(6リットル)        | 40円           | 50円           |
| 燃やせるごみ(20リットル)    |               |               |
| 燃やせないごみ(20リットル)   |               |               |
| 生ごみ(3リットル)        | 20円           | 25円           |
| 燃やせないごみ(10リットル)   |               |               |
| 粗大ごみ(大ー粗大ごみシール2枚) | 400円          | 500円          |
| 粗大ごみ(小ー粗大ごみシール1枚) | 200円          | 250円          |
| 直接搬入(10キログラムにつき)※ | 100円          | 120円          |

※中空知衛生施設組合（リサイクル）に直接搬入する手数料額は、20%の値上げ改定

今年の  
4月から

**ごみ袋の値段が  
上がります！**

平成15年度の有料化以降、初の料金改定

現在の料金から25%の値上げ

町では、平成26年4月から、ごみ処理手数料（ごみ袋代）について、25%の値上げをする事になりました。

値上げの背景には、燃やせるごみの処理委託先だった民間会

社「エコバレー歌志内」の経営悪化や撤退に伴う経費の増が主な要因として挙げられます。結果として、ご家庭への負担を強いることは誠に残念ですが、ご理解をお願いします。

ごみ収集に関する住民説明会を開催しました

11月7日から12月1日にかけて、今回の料金改定やごみ分別方法の一部変更について、各行政区とゆめりあで住民説明会を開催しました。全7会場で合計303名の参加をいただきました。説明会では、さまざまなご質問やご意見をいただきましたので、その一部を掲載します。

**Q** 中空知衛生施設組合の構成市町でも値上げするのでしょうか。

**A** 滝川市、赤平市、雨竜町も本町と同額、同時期での改定が予定されています。

**Q** ごみ袋の値上げ前に買いためられて、各店舗でごみ袋が買えなくなったりはしませんか。

**A** 在庫がなくならないように留意しますが、各家庭においても節度ある購入にご協力をお願いします。

**Q** 消費税が10%になる場合、また料金が上がりますか。

**A** 現在のところ未定です。

**Q** 民間のエコバレー歌志内が経営不振で撤退したとのことですが、現在の焼却施設の運営は大丈夫ですか。

**A** 現在は民間ではなく、本町を含む5市9町の広域連合で建設および運営している施設なので、撤退の心配はありません。

**Q** 転入された方は、ごみを前の市町村のルールで分別しがちなので、窓口でいいない説明してください。

**A** 現在は説明資料の配布をしているだけなので、窓口での説明を心がけたいと思います。



# ごみ袋の節約術

適正な分別で、ごみ袋は  
まだまだ節約できます

平成24年、25年と、家庭から出されたごみ袋の内容調査を実施したところ、次のような結果が出ました。

## 燃やせるごみ袋の中身


全体のうち48・5%（約半分）は、燃やせるごみ袋に入れてはいけないものおよび資源化できるものでした。

特に、「古紙」として資源ごみステーションに出せるものが33%（約3分の1）も入っていました。

← つまり…

古紙の資源化が、ごみ袋節約への近道です！  
そこで、今月号は『古紙を燃やせるごみ袋に入れない！』をテーマに、古紙類の分別方法を確認していきましょう。

分類は次の4種類です。ご家族全員で正しい分別を心がけましょう！

|   |   |
|---|---|
| <p><b>①新聞紙類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞紙</li> <li>●折込広告、チラシ等</li> <li>●ピン留めされた雑誌（※1）<br/>（のり付けされていないもの）</li> </ul>   | <p><b>②雑誌類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雑誌（のり付けされたもの）</li> <li>●紙袋や封筒、ハガキ（窓付き封筒の窓フィルムは燃やせるごみ）</li> <li>●模造紙や包装紙</li> <li>●カレンダー、ポスター、パンフレット</li> <li>●和紙、西洋紙</li> </ul>  |
| <p><b>③ダンボール類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ダンボール（※2）</li> <li>●厚紙（ティッシュの箱、お菓子の箱、タバコの箱の外箱など）</li> <li>●トイレットペーパーの芯やラップの芯（※3）</li> </ul> <p>←「紙リサイクルマーク」が付いている古紙は、ほとんどがダンボール類と一緒にできます。（※4）</p> | <p><b>④紙パック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●牛乳などの紙パック<br/>（「紙パックリサイクルマーク」の表示が付いています。）</li> </ul> <p>↓</p>  <p>①「洗って」<br/>②「開いて」<br/>③「乾かして」</p> <p>紙パック識別マーク</p> |

- ※1 ピンを取り外す必要はありません。
- ※2 ガムテープや荷札、留め金は取りのぞいてください。
- ※3 香りのついたトイレットペーパーの場合、その芯は「燃やせるごみ」です。
- ※4 直接食品に触れていた紙容器（カップ麺、アイスやヨーグルトの容器）は、「紙リサイクルマーク」が付いていても「燃やせるごみ」です。

## 次の紙系ごみは、リサイクルできません。（燃やせるごみへ）

- ・汚れのついた紙（油染み、ソースなど）
- ・匂いのついた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱など）、芳香紙
- ・カーボン複写紙、ノンカーボン複写紙（宅配便の複写票など）
- ・プラスチックフィルムやアルミ箔などを張り合わせた紙（ガム包装紙やタバコの箱の内側の銀紙）
- ・感熱紙（ファクシミリ用紙やレシート用紙）
- ・圧着はがき（親展はがき）、インクジェット写真プリント用紙、感光紙（青焼きコピー用紙）
- ・サンドペーパー（紙やすり）、防水加工された紙（ロウが塗られたダンボールなど）
- ・ケナフ紙などの非木質性紙、昇華転写紙（捺染紙、アイロンプリント紙）

■古紙の出し方 ・次の出し方を参考に、お近くに設置される資源ごみステーションに持ち込んでください

| 種類      | 資源ごみステーションへの出し方  |
|---------|--|
| ①新聞紙類   | ・重ねる→紙ひもやビニールひもなどで束ねる<br>・新聞店から配布される袋に入れる                            |
| ②雑誌類    | ・重ねる→ひもなどで束ねる<br>※紙袋や封筒に入れたものも雑誌と一緒に重ねることも可<br>※雑誌類だけをダンボール箱に入れることも可 |
| ③ダンボール類 | ・たたむ→ひもなどで束ねる<br>・たたむ→ダンボール箱に入れる                                     |
| ④紙パック   | ・洗う→開く→乾かす→ひもなどで束ねる  |

